



主な防火・防災管理関係義務一覧表



消防法及び火災予防条例を根拠として、防火管理者、統括防火管理者、防火管理技能者、防災センター要員、自衛消防活動中核要員などのソフト面の対策が、用途、規模によって義務付けられています。用途に応じてそれぞれ義務となる、面積、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数で、算定方法は消防法施行規則第1条の3に規定されています。）などは以下のとおりです。

該当するかどうかは、テナントごとではなく、建物全体で判断します。

建物全体の用途 (消防法施行令別表第一)		チェック欄	防火管理者 (法第8条、 条例第55条の3)	統括防火管理者 (法第8条の2)	防火管理者 [統括防火管理者] 自衛消防組織 (法第8条の2の5、36条)	防火管理技能者 (条例第55条の3の2)	防災センター 要員 (条例第55条 の2の3)	自衛消防活動中核要員 (条例第55条の5)
(1)項	1 劇場、映画館等 0 公会堂、集会場	□	収容人員 30人以上	管理権原が分かれる もので、3階以上で 30人以上	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上10階以下で2万㎡以上 ・4階以下で5万㎡以上 [管理権原が分かれる場合は統括 防火管理者が必要]	・11階以上で1万㎡以上 ・5階以上で2万㎡以上 ・5万㎡以上	□	□
(2)項	1 キャバレー、カフェ	□						
	0 遊技場、ダンスホール	□						
(3)項	ハ 風俗関連店舗	□						
	ニ カラオケボックス等	□						
(4)項	イ 待合、料理店	□						
	0 飲食店	□						
(5)項	イ 旅館、ホテル	□						
	0 共同住宅、寄宿舎	□						
(6)項	イ 病院、診療所	□						
	0 社会福祉施設 (避難困難施設)	□						
	ハ その他の社会福祉施設	□						
(7)項	ニ 幼稚園、特別支援学校	□						
	学校	□						
(8)項	図書館、博物館	□						
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場	□						
	0 公衆浴場	□						
(10)項	停車場	□						
(11)項	神社、寺院、教会	□						
(12)項	イ 工場、作業場	□						
	0 スタジオ	□						
(13)項	イ 車庫、駐車場	□						
	0 航空機格納庫	□						
(14)項	倉庫	□						
(15)項	事務所等	□						
(16)項	1 複合用途 (特定用途含む)	□						
	0 複合用途 (非特定用途のみ)	□						
(16の2)項	地下街	□						
(17)項	文化財	□						
その他(危険物施設等)		□						

※ 青字は特定用途、黄字は非特定用途となります。

※ 青字の内容は、平成28年4月1日に施行されました。「小特対象物」とは、消防法施行規則第13条第1項第2号に定める「小規模特定用途複合防火対象物」のことで、特定用途の複合用途防火対象物のうち、特定用途に供される部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下かつ300㎡未満のものをいいます。

※ (16の3)項 準地下街については、管理権原が分かれる場合、統括防火管理者の選任が義務付けられます。(他の制度は非該当)

義務一覧表